

静岡市告示第118号

児童福祉法第21条の6に規定する障害児通所支援又は障害福祉サービスの措置に関する静岡市児童福祉法施行細則第33条第2項に規定する費用に係る徴収基準を定めた告示（令和3年静岡市告示第75号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月9日

静岡市長 田 辺 信 宏

本則の表備考4（4）を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

静岡市告示第119号

静岡市身体障害者福祉法施行細則第25条第2項に規定する身体障害者又はその扶養義務者から徴収する費用に係る徴収基準を定めた告示（令和3年静岡市告示第76号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月9日

静岡市長 田 辺 信 宏

本則第1項の表備考4（4）、本則第3項の表備考4（4）及び本則第5項の表備考4（4）を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

静岡市告示第120号

静岡市知的障害者福祉法施行細則第16条第2項に規定する知的障害者又はその扶養義務者から徴収する費用に係る徴収基準を定めた告示（令和3年静岡市告示第77号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月9日

静岡市長 田 辺 信 宏

本則第1項の表備考4（4）、本則第3項の表備考4（4）及び本則第5項の表備考4（4）を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。